

議案第21号

賃付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり賃付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

賃付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

賃付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改	正	後	改	正	前
貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に	4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができる。	略	県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に	4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の業務に従事することができる。	略
略	略	略	県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に	4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の業務に従事することができる。	略

規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大学校の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	きなくなったとき。 規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発総合大学校の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
理学療法士等修学資金	債務の全部又は一部

		の業務に従事しようとす るものに対する貸し付け る資金
県内における医師の確 保を図るため、国立大学 法人鳥取大学（以下「鳥 取大学」という。）にお いて医学を専攻する者で、 将来県内の知事が指定す る病院又は県内の普通地 方公共団体が設立する診 療所（以下「病院等」と いう。）において医師の 業務に従事しようとす るものに対する貸し付け る資金	1 鳥取大学を卒 業した日の属す る年度の翌年度 から起算して1 年（災害、疾病 その他やむを得 ない理由により 知事が必要と認 めたときは、知 事がその都度定 める期間）以内 に医師免許を取 得した後、直ち に医師法（昭和 23年法律第201 号）第16条の2 第1項に規定す る臨床研修を受 け、当該研修を 修了した日から 起算して医師養	の業務に従事しようとす るものに対する貸し付け る資金

成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた

#### 医師養成確保奨学金

期間に相当する 期間以上通算し て従事したとき。	
2	前号に規定す る業務従事期間 中に、業務上の 事由により死亡 し、又は業務に 起因して精神若 しくは身体に著 しい障害を受け たためその業務 に従事すること ができないなつ たとき。
3	前号に該当す る場合を除き、 死亡し、又は精 神若しくは身体 に著しい障害を 受けたため医師 の業務に従事す ることができな るとき。

